

垂井町障がい福祉計画

(案)

I 計画の概要

1	計画策定の背景	1
(1)	障害者自立支援法の制定と障がい福祉計画の策定 ▶ ▶ 1	
(2)	第3期垂井町障がい福祉計画の策定 ▶ ▶ 1	
2	計画の位置づけ	2
(1)	計画の根拠 ▶ ▶ 2	
(2)	他計画との関連 ▶ ▶ 2	
3	計画の基本的理念	2
(1)	障がい者等の自己決定と自己選択の尊重 ▶ ▶ 2	
(2)	実施主体の市町村への統一と三障がいに係る制度の一元化等 ▶ ▶ 3	
(3)	地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ▶ ▶ 3	
4	計画の期間	3
5	障害者自立支援法のサービス体系	4
6	障害者自立支援法の改正	6

II 障がい者などの状況

1	人口の推移	7
2	障害者手帳の所持者	8
(1)	障害者手帳所持者数の推移 ▶ ▶ 8	
(2)	身体がいのある人 ▶ ▶ 9	
(3)	知的障がいのある人 ▶ ▶ 9	
(4)	精神障がいのある人 ▶ ▶ 10	
3	障害程度区分	10

III 基本的な考え方

1	サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	11
(1)	障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 ▶ ▶ 11	
(2)	相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 ▶ ▶ 11	
2	地域移行や就労に関する数値目標	11
(1)	施設入所者の地域生活への移行 ▶ ▶ 12	
(2)	就労支援 ▶ ▶ 12	

IV 障害福祉サービス

1	訪問系サービス	14
2	日中活動系サービス	17
(1)	生活介護 ▶▶	17
(2)	自立訓練（機能訓練）▶▶	18
(3)	自立訓練（生活訓練）▶▶	18
(4)	就労移行支援▶▶	19
(5)	就労継続支援（A型）▶▶	20
(6)	就労継続支援（B型）▶▶	21
(7)	療養介護▶▶	22
(8)	短期入所▶▶	23
3	居住系サービス	24
(1)	共同生活援助・共同生活介護▶▶	24
(2)	施設入所支援▶▶	26
(3)	自立訓練（宿泊型自立訓練）▶▶	27
4	相談支援（サービス利用計画の作成）	28
5	旧体系サービス	29
6	児童デイサービス	30

V 地域生活支援事業

1	必須事業	32
(1)	相談支援事業▶▶	32
(2)	成年後見制度利用支援事業▶▶	33
(3)	コミュニケーション支援事業▶▶	33
(4)	日常生活用具給付等事業▶▶	34
(5)	移動支援事業▶▶	35
(6)	地域活動支援センター▶▶	36
2	その他事業	38
(1)	訪問入浴サービス事業▶▶	38
(2)	日中一時支援事業▶▶	38
(3)	社会参加促進事業▶▶	39

I 計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 障害者自立支援法の制定と障がい福祉計画の策定

平成 12 年の社会福祉基礎構造改革の一環として、障害者福祉サービスについては、利用者本位の制度とするため、これまでの「措置制度」にかわり、障がい者自らがサービスを選択し事業者と直接に契約する「支援費制度」が平成 15 年 4 月から導入されました。これにより、ホームヘルプサービスやグループホームなどの居宅サービスの利用が飛躍的に伸びました。これは、制度が周知されるとともに、それまでサービスを利用することができなかった知的障がい者や障がい児を中心に、多くの障がい者がサービスを利用できるようになったことなどが要因と考えられます。このように、支援費制度により、障がい者の地域生活支援は大きく前進したといえます。

一方、サービス費用の増大による制度の維持困難、支援費制度の対象となっていない精神障がい者に対するサービスの遅れ、市町村間でのサービス格差、福祉施設や事業体系の見直しの必要性、地域生活や就労支援といった新たな課題への対応など、支援費制度には解決すべきさまざまな課題が指摘されていました。こうした課題を解決し、障がい者が必要なサービスを安定的な制度の下で利用できるよう、障がい保健福祉施策の各種の抜本的な見直しを行う障害者自立支援法が制定されました。この法律において、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に進めるため、市町村ならびに都道府県に障がい福祉計画の策定が義務づけられました。

□障害者自立支援法のポイント

- ①障がい福祉のサービスを一元化
- ②障がいのある人がもっと「働ける社会」に
- ③地域の限られた社会資源を活用できるように「規制緩和」
- ④公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
- ⑤増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支えあう仕組みの強化

(2) 第 3 期垂井町障がい福祉計画の策定

障害者自立支援法に基づき、本町においては、平成 18 年度に「垂井町障害福祉計画（計画年度：平成 18 年度～平成 20 年度）」（以下「第 1 期計画」という）を策定し、平成 20

年度には「第2期垂井町障がい福祉計画（計画期間：平成21年度～平成23年度）」（以下「第2期計画」という）を策定しました。

平成23年度に第2期計画の目標年度を迎えることから、実績、障がい者のニーズ等を踏まえて、平成24年度～平成26年度を計画期間とする「第3期垂井町障がい福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、厚生労働大臣が定める基本指針に即して作成しました。

＜計画で定める主な事項＞

- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込量の確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

(2) 他計画との関連

この計画は、「垂井町総合計画」を上位計画とし、「垂井町障がい者計画」「垂井町次世代育成支援行動計画」「いきがい長寿やすらぎプラン21」など障がいのある人の福祉に関する事項を定める計画と整合性を図り作成しました。

3 計画の基本的理念

全ての住民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障がい福祉計画を作成します。

(1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスおよび相談支援ならびに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 実施主体の市町村への統一と三障がいに係る制度の一元化等

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障がい、知的障がい及び精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図ります。

また、発達障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。高次脳機能障がい者についても同様です。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間です。

図表 1-1 計画の期間

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
障がい福祉計画	第 1 期		第 2 期			第 3 期				
(参考) 障がい者計画	第 1 次					第 2 次				

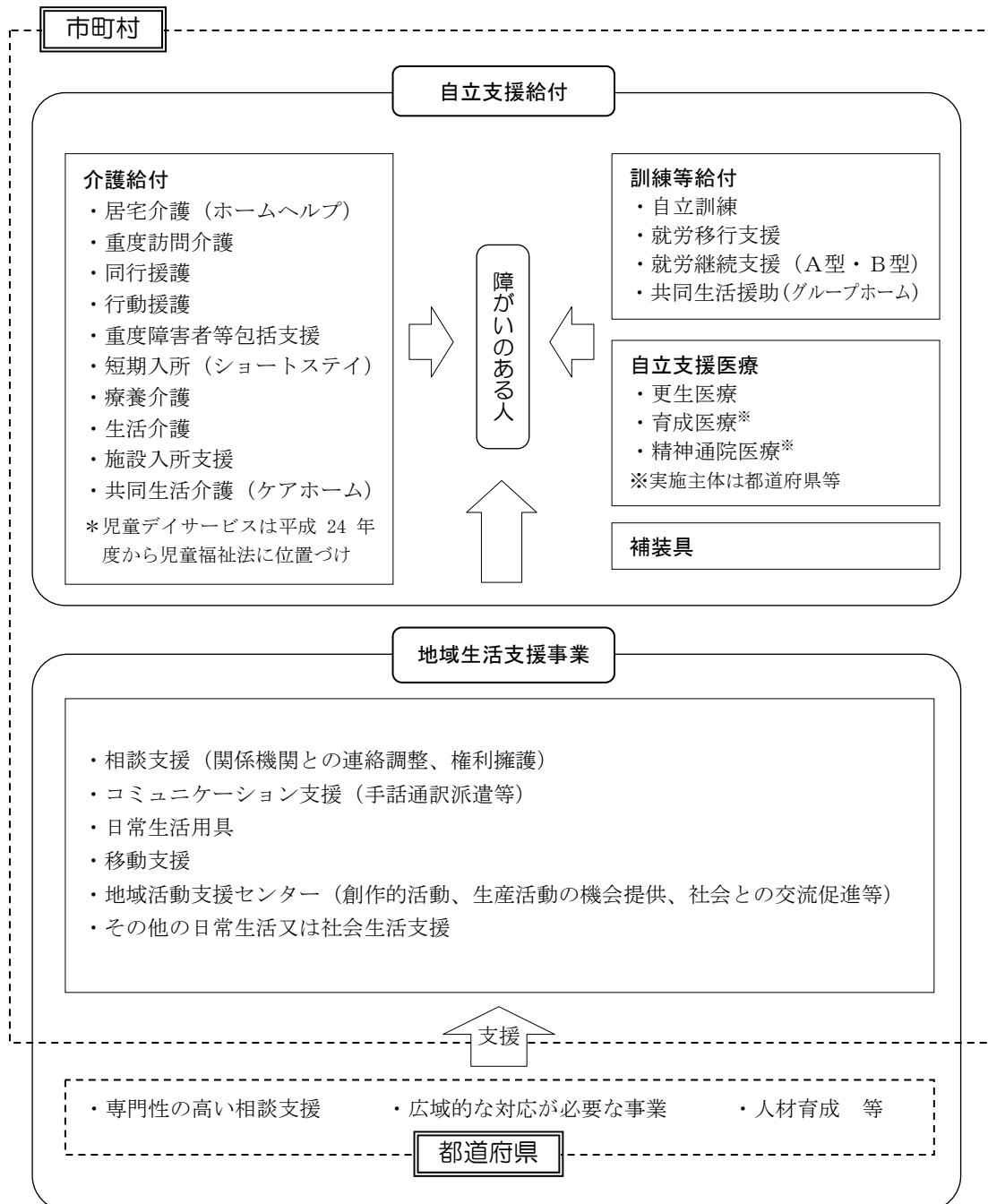
5 障害者自立支援法のサービス体系

障害者自立支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、個々の障がいのある人の障害程度や勘案すべき事項を踏まえて個別に支給決定が行われるもので、「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具」があり、このうち「介護給付」と「訓練等給付」を合わせて「障害福祉サービス」といいます。

「地域生活支援事業」は、市町村が柔軟に実施できるものであり、「相談支援」「コミュニケーション支援」「移動支援」「地域活動支援センター」などがあります。

図表 1-2 障害者自立支援法に基づくサービス



図表 1-3 主なサービスの内容

区 分		サービスの内容
介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	同行援護	重度視覚障がいのある人（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。これまで移動支援として行われていました。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援 （障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
訓 練 等 給 付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援 A 型（雇用型）	一般企業等での就労が困難な65歳未満の障がいのある人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識と能力向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援 B 型（非雇用型）	一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識と能力向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
地 域 生 活 支 援 事 業	相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のための必要な支援を行います
	コミュニケーション支援事業	聴覚障がいのある人等のコミュニケーションを図るため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します
	日常生活用具費支給事業	日常生活上の便宜を図るため、障がいのある人に対し介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居住生活動作補助用具の給付・貸与を行います。
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です

6 障害者自立支援法の改正

平成 22 年 12 月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）が公布されました。

<整備法による障害者自立支援法改正のポイント>

【利用者負担規定の見直し】

- ・ 現在、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。

【障がい者の範囲の見直し】

- ・ 発達障がいは精神障がいに含まれるものとして法律上に明記。
- ・ 高次脳機能障がいの対象となることについても通知等で明確化。

【相談支援体制】

- ・ 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置できる。
- ・ 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。

【支給決定プロセスの見直し等】

- ・ 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。
- ・ サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大。

【地域における自立した生活のための支援の充実】

- ・ グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設。
- ・ 重度の視覚障がい者の移動支援の個別給付化（同行援護の創設）。

【障がい児支援の強化】

- ・ 児童デイサービスは、改正後は、児童福祉法に基づく「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として実施されることとなる。

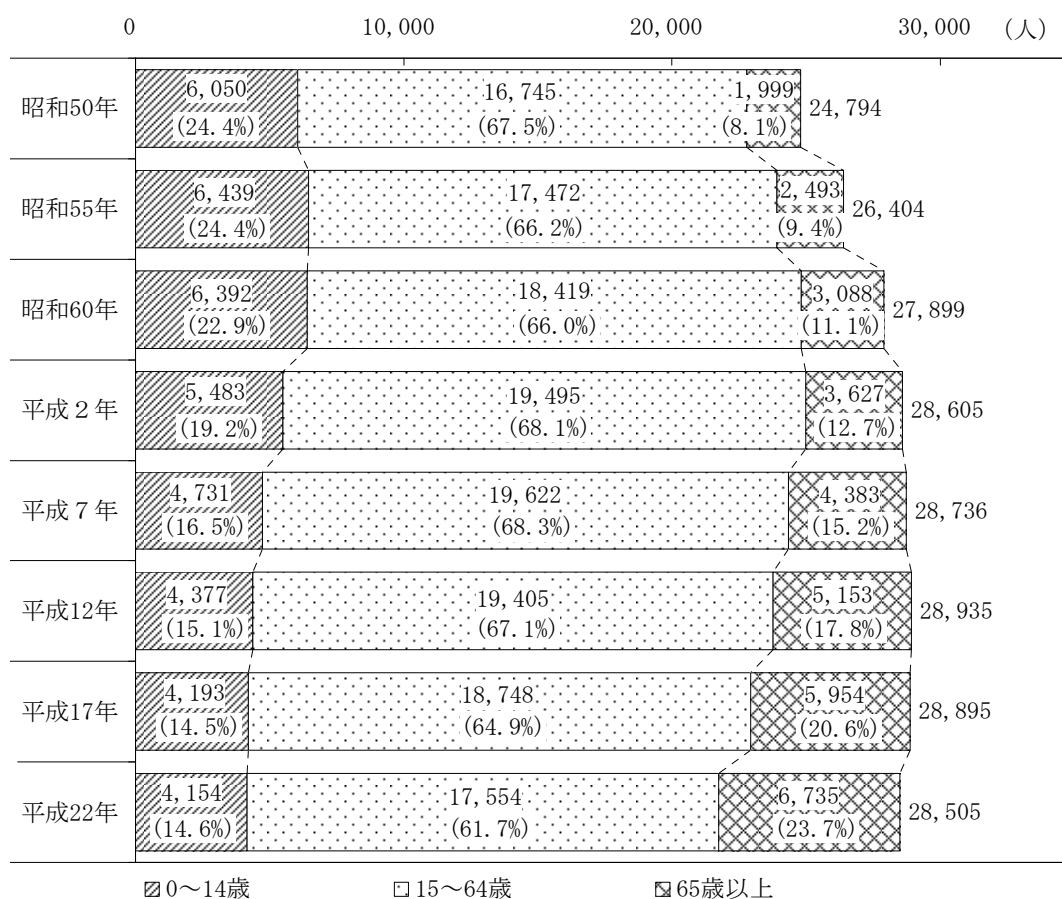
Ⅱ 障がい者などの状況

1 人口の推移

平成 22 年の国勢調査によると、本町の総人口は 28,505 人です。平成 12 年までは増加していましたが、平成 17 年以降はわずかながら減少しています。

平成 17 年までの国勢調査では、0～14 歳の年少人口が人数、割合ともに少なくなり、65 歳以上の高齢者人口が大幅に増加を続けています。昭和 50 年には 0～14 歳人口が高齢者人口の 3 倍であったのが、平成 12 年には多寡が逆転し、平成 22 年では高齢者人口が年少人口を 2,581 人上回っています。

図表 2-1 人口の推移



(注) 総人口は年齢不詳を含む

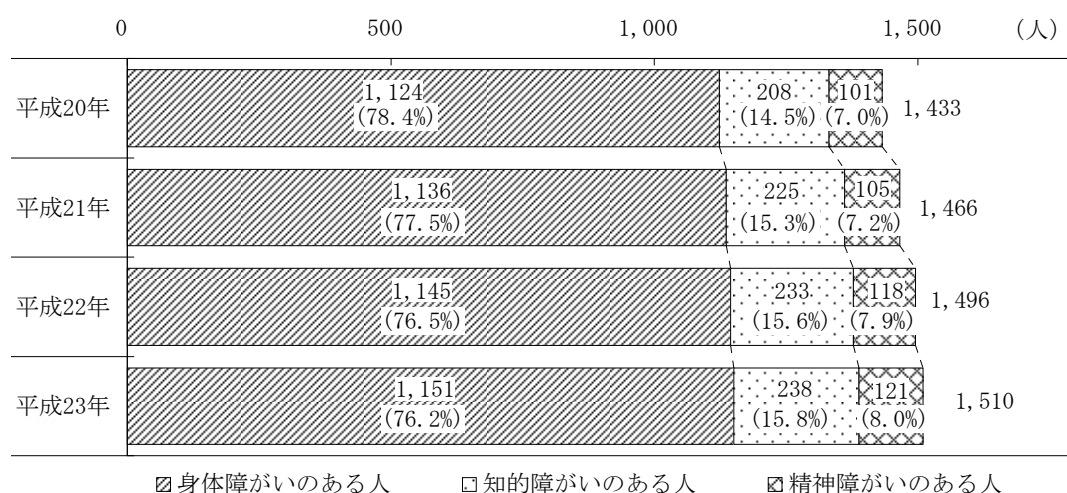
資料：「国勢調査」

2 障害者手帳の所持者

(1) 障害者手帳所持者数の推移

平成23年3月末日現在、障害者手帳を所持している人の総数は1,510人となっており、身体障害者手帳所持者が1,151人、療育手帳所持者が238人、精神障害者保健福祉手帳所持者が121人となっています。複数の障がいをあわせもつ人がいるため、合計が単純に障がい者数にはなりません。住民の5%以上、つまり約20人に1人が何らかの障がいを有していることとなります。年齢別にみると、65歳以上が826人、54.7%を占めています。

図表2-2 障がい者数の推移



図表2-3 年齢別にみた障がい者数

単位：人

区分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	合計
平成23年	1,151	238	121	1,510
18歳未満	27	65	4	96
18～39歳	61	76	28	165
40～64歳	277	77	69	423
65歳以上	786	20	20	826

(注) 3月末日

(2) 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者は、平成23年3月末日現在1,151人です。身体障がいの種類別にみると、肢体不自由が637人（55.3%）と過半数を占めています。

障害等級別では、1・2級の重度が509人（44.2%）、3・4級の中度が499人（43.4%）、5・6級の軽度が143人（12.4%）となっています。内部障がいは1級、聴覚障がいは2級が多く、視覚・言語障がいは1・2級が同数で多くなっています。肢体不自由は2級が最も多いものの、3・4級も多くなっています。

図表2-4 障害等級別・障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者数

単位：人

区分	視覚障がい	聴覚・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1 級	29	5	94	149	277
2 級	29	40	158	5	232
3 級	11	16	154	113	294
4 級	3	19	132	51	205
5 級	8	2	62	0	72
6 級	8	26	37	0	71
計	88	108	637	318	1,151

(注) 平成23年3月末日現在

(3) 知的障がいのある人

療育手帳所持者を障がいの程度別にみると、重度のA（A、A1、A2）が130人、54.6%とやや多くなっています。

性別では男性が多く、年齢別では18～39歳および40～64歳が多くなっています。

図表2-5 年齢別・障がいの程度別にみた療育手帳所持者数

単位：人

区分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
A	0	0	0	0	9	9	5	6	14	15	29
A1	8	5	11	4	12	0	1	1	32	10	42
A2	4	11	13	8	9	9	4	1	30	29	59
B1	10	2	11	8	10	14	0	2	31	26	57
B2	19	6	14	7	1	4	0	0	34	17	51
合計	41	24	49	27	41	36	10	10	141	97	238
	65		76		77		20				

(注) 平成23年3月末日現在

(4) 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者を障害等級別にみると、2級が約半分を占めています。性別では男性が多く、年齢別では40～69歳が69人（57.0%）と多くなっています。

なお、平成23年の障害者基本法の一部改正により、発達障がいは精神障がいに含まれています。

図表2-6 性別・年齢別・障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区分	0～19歳		20～39歳		40～69歳		70歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
1級	1	0	3	2	18	12	8	9	30	23	53
2級	2	1	12	8	27	11	1	2	42	22	64
3級	0	0	2	1	1	0	0	0	3	1	4
合計	3	1	17	11	46	23	9	11	75	46	121
	4		28		69		20		121		

(注) 平成23年3月末日現在

3 障害程度区分

平成23年3月末日現在、障害程度区分認定を受けている人は84人であり、うち身体障がいのある人が18人、知的障がいのある人が59人、精神障がいのある人が7人となっています。全体では区分3が多くなっています。平成20年度（86人）に比べると2人少なくなっています。

図表2-7 障害程度区分認定結果表

全体	総件数	二次判定								変更率	
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6			
一次判定	非該当	0									-
	区分1	13	3	9	1					76.9%	
	区分2	22		3	15	3	1			86.4%	
	区分3	23			8	12	3			65.2%	
	区分4	8				1	6	1		87.5%	
	区分5	10					3	7		70.0%	
	区分6	8						8		-	
計	84	0	3	12	24	16	13	16	69.0%		
構成比		0.0%	3.6%	14.3%	28.6%	19.0%	15.5%	19.0%			
身体 知的 精神	身体	18	0	2	3	5	0	1	7		
	知的	59	0	0	7	16	15	12	9		
	精神	7	0	1	2	3	1	0	0		

(注) 平成23年3月末日現在

Ⅲ 基本的な考え方

1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

① 必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護および重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

② 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所および地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障します。

③ グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホームおよびケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所または病院への入院から地域生活への移行を進めます。

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。整備法による法の改正によりサービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大があったことや地域相談支援が創設されたことも踏まえ、相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援体制の充実を図ります。

また、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、自立支援協議会は、関係機関等が相互に連絡しあうことにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ります。

2 地域移行や就労に関する数値目標

この計画では、地域生活への移行、就労支援などの課題に対応するため、必要な障害福祉サービスの量を見込むにあたり、平成 26 年度を目標年度として、次の数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域における居住の場としてのケアホームやグループホームの充実を図り、施設入所から地域生活への移行を推進します。

平成 23 年 4 月の入所者数は 13 人となっており、国の基本指針に示された「平成 17 年時点から 1 割以上削減する」という目標は既に上回っています。このため、さらに 1 人を削減し 12 人を平成 26 年度末の入所者数の目標とします。

<数値目標> 施設入所者の地域生活への移行

区 分	数 値	考 え 方
平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数 (A)	16 人	第 1 期計画策定時点の入所者数
平成 23 年 4 月 1 日時点の入所者数 (現状)	13 人	
目標年度の入所者数 (B)	12 人	平成 26 年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込み (A - B)	4 人 25.0%	
【目標値】地域生活移行者数	4 人 25.0%	

■国の基本指針

平成 26 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

※児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

(2) 就労支援

国の基本指針では、就労支援に関する指標（数値目標）として、①福祉施設から一般就労への移行、②就労移行支援事業の利用者数、③就労継続支援（A型）事業の利用者の割合、の 3 項目示されています。

福祉施設から一般就労への移行については、平成 26 年度に 3 人を目標とします。

就労移行支援事業の利用者数については、現状の事業者の状況から急激な増加は見込めないことから、平成 26 年度末における利用者数の目標は 3 人とします。

就労継続支援（A型）事業の利用者の割合については、就労移行支援事業と同様に急激な増加は見込めないことから、平成 26 年度末における利用者の目標は 4 人、16.0%とします。

就労移行支援事業者などの参入を促進するとともに、関係機関、地域が協力して就労支援

を行い、福祉施設からの一般就労への移行を推進します。また、障がい者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ることなど、障がい者雇用全体の取り組みを推進します。

<数値目標> 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成17年度の一般就労移行者数	1人	第1期計画時点において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	3人 3倍	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

■国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

<数値目標> 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	83人	○平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	3人 3.6%	○平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

■国の基本指針

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

<数値目標> 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

項目	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	4人	○平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	21人	○平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（B）	25人	○平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）／（B）	16.0%	○平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

■国の基本指針

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

IV 障害福祉サービス

1 訪問系サービス

<国の基本指針>

●訪問系サービス

現に利用している者の数、障害者などのニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護などの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量などを勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

同行援護については、これらの事項に加え、平成23年10月1日以前の地域生活支援事業（移動支援事業に限る）の利用者のうち重度の視覚障害者数を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

① サービスの利用状況

居宅介護の利用は増加しており、利用実績が計画を上回っています。平成23年7月利用分をみると、利用者は22人、延べ利用時間は341.0時間となっています。障害程度区分別にみると、利用者が最も多いのは区分3（8人）となっています。延べ利用時間数が最も多いのは区分6（189.5時間）であり、全体の55.6%を占めています。町内事業所は、垂井町社会福祉協議会と、あゆみの家の「おおぞら」の2か所です。

重度訪問介護の利用実績をみると、ここ数年は利用者が1人（区分6）、月170時間程度の利用となっています。町内事業所は、垂井町社会福祉協議会と、あゆみの家の「おおぞら」の2か所です。

図表4-1 訪問系サービスの計画と実績

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
居宅介護	計画	利用者数	人/月	13	14	15
		利用量	時間/月	260	280	300
	実績	利用者数	人/月	17	21	21
		利用量	時間/月	250	376	359
重度訪問介護	計画	利用者数	人/月	1	1	2
		利用量	時間/月	100	100	300
	実績	利用者数	人/月	1	1	1
		利用量	時間/月	166	171	167
行動援護	計画	利用者数	人/月	3	3	3
		利用量	時間/月	30	30	40
	実績	利用者数	人/月	8	5	6
		利用量	時間/月	58	45	62

(注) 平成23年度は4～7月分の平均

行動援護の利用実績は、計画をやや上回って推移しています。平成23年7月利用分をみると、利用者は7人、延べ利用時間は76.5時間となっています。障害程度区分別にみると、区分なしの利用者が5人と最も多く、延べ利用時間が70.0時間と全体の91.5%を占めています。町内事業所は「おおぞら」の1か所です。

図表4-2 訪問系サービスの利用状況

区 分		区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計	事業所数
居宅介護	支給決定者数(人)	13	2	5	12	9	4	11	56	10 (2)
	利用実人数(人)	6	1	1	8	1	0	5	22	
	1人平均利用時間(時間)	7.7	4.5	13.0	9.7	10.5	0	37.9	15.5	
	延べ利用時間(時間)	46	4.5	13.0	77.5	10.5	0	189.5	341.0	
重度訪問介護	支給決定者数(人)	0	0	0	0	0	0	1	1	1 (0)
	利用実人数(人)	-	-	-	-	-	-	1	1	
	1人平均利用時間(時間)	-	-	-	-	-	-	174.0	174.0	
	延べ利用時間(時間)	-	-	-	-	-	-	174.0	174.0	
行動援護	支給決定者数(人)	6	0	0	0	3	2	2	13	3 (1)
	利用実人数(人)	5	-	-	-	1	0	1	7	
	1人平均利用時間(時間)	14.0	-	-	-	2.0	-	4.5	10.9	
	延べ利用時間(時間)	70.0	-	-	-	2.0	-	4.5	76.5	

(注) 1 平成23年7月利用分

2 事業所数の()は町内事業所数

② サービス量の見込み

平成23年度の月平均利用者数、利用時間の実績を基に、今後の利用意向の伸び、事業所の参入促進などを勘案して見込みました。

同行援護は平成23年10月から制度化されたサービスで、これまで重度視覚障がいのある人に対して提供されていた移動支援です。

重度障害者等包括支援は、全国的にも事業所は少なく、県内には事業所がないことから、利用量は見込まないこととしました。

図表 4-3 障害福祉サービスの見込み一覧

(1か月あたり)

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系サービス 合計	人	35	38	40
	時間	640	690	810
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	23	25	27
	時間	380	400	420
重度訪問介護	人	1	1	2
	時間	170	180	280
同行援護	人	4	4	4
	時間	20	30	30
行動援護	人	7	8	8
	時間	70	80	80
重度障害者等包括	人	0	0	0
	時間	0	0	0

③ サービスの確保策

地域生活への移行に伴う利用増や、多様なニーズに対応できるよう、既存事業所の事業拡大や介護保険事業所に参入を働きかけることなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

<国の基本指針>

●日中活動系サービス

次の①及び②を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

- ① 現に利用している者の数、障害者などのニーズ、特別支援学校卒業者数の今後の見通しなどを勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する者の見込み数、地域活動支援センターの利用が見込まれる者の数を控除した数。
- ② 入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数。

(1) 生活介護

① サービスの利用状況

事業所の障害福祉サービスへの移行が予想より遅れているために利用実績は計画を大きく下回っています。平成23年7月利用分をみると、利用者は20人、延べ利用時間は407.0時間となっており、計画の約4割にとどまっています。町内事業所としては、「第二あゆみの家」「垂井町デイサービスセンター」があります。

図表4-4 生活介護の計画と実績

区 分		単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画	利用者数	人/月	36	39	46
	利用量	人日/月	720	780	920
実績	利用者数	人/月	17	18	22
	利用量	人日/月	295	382	438

(注) 平成23年度は4～7月分の平均及び新体系移行予定分

図表4-5 生活介護の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計	事業所数
支給決定者数(人)	0	0	0	6	4	6	10	26	9 (1)
利用実人数(人)	-	-	-	5	5	4	6	20	
1人平均利用日数(人日)	-	-	-	17.4	21.8	22.0	20.5	20.4	
延べ利用日数(人日)	-	-	-	87.0	109.0	88.0	123.0	407.0	

(注) 1 平成23年7月利用分

2 事業所数の()は町内事業所数

② サービス量の見込み

旧体系サービスからの移行、特別支援学校卒業予定者数、病院からの地域移行などを勘案して利用者数を見込み、1人1か月あたり20日の利用としてサービス量を見込みました。

図表4-6 生活介護のサービス量の見込み

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人/月	45	46	47
利用量	人日/月	900	920	940

③ サービスの確保策

町内の知的障害者通所更生施設や本町の人が利用している町外の入所施設などが移行する予定となっており、サービス量は確保できると考えています。

(2) 自立訓練（機能訓練）

計画期間における機能訓練の利用はありません。このため、第3期計画の期間においてサービス量は見込みませんが、利用を制限するものではありません。

(3) 自立訓練（生活訓練）

① サービスの利用状況

生活訓練の利用実績をみると、ここ数年は利用者が1人、利用日数は5人日以下にとどまっています。平成23年7月の利用はありません。

図表4-7 自立訓練（生活訓練）の計画と実績

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用者数	人/月	0	0	1
	利用量	人日/月	0	0	20
実績	利用者数	人/月	1	1	1
	利用量	人日/月	4	5	2

(注) 平成23年度は4～7月分の平均

図表4-8 自立訓練（生活訓練）の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計	事業所数
支給決定者数(人)	0	0	1	0	0	0	0	1	1 (0)
利用実人数(人)	-	-	0	-	-	-	-	0	
1人平均利用日数(人日)	-	-	-	-	-	-	-	0	
延べ利用日数(人日)	-	-	-	-	-	-	-	0	

(注) 1 平成23年7月利用分

2 事業所数の()は町内事業所数

② サービス量の見込み

これまでの実績から、利用量は1か月当たり5日と見込みました。

図表4-9 自立訓練（生活訓練）のサービス量の見込み

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人／月	3	3	3
利用量	人日／月	15	15	15

③ サービスの確保策

現在利用している施設を引き続き利用することになると考えます。また、平成24年度から町内の事業所が自立訓練（生活訓練）に移行する予定です。

(4) 就労移行支援

① サービスの利用状況

就労移行支援の利用実績をみると、平成22年度の利用者は2人、利用日数は28人日と計画を上回りました。平成23年7月利用分をみると、区分なしの利用者が3人、1人あたりの平均利用日数は15人日となっています。町内事業所はありません。

図表4-10 就労移行支援の計画と実績

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
就労移行支援	計画	利用者数	人／月	0	0	1
		利用量	人日／月	0	0	20
	実績	利用者数	人／月	0	2	1
		利用量	人日／月	0	28	19

(注) 平成23年度は4～7月分の平均

図表4-11 就労移行支援の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計	事業所数
支給決定者数(人)	4	0	0	0	0	0	0	4	2 (0)
利用実人数(人)	3	-	-	-	-	-	-	3	
1人平均利用日数(人日)	15	-	-	-	-	-	-	15	
延べ利用日数(人日)	45	-	-	-	-	-	-	45	

(注) 1 平成23年7月利用分

2 事業所数の()は町内事業所数

② サービス量の見込み

町内事業所がないため大幅な増加はないと考え、平成26年度は3人の利用とし、1人1か月あたり15日の利用としてサービス量を見込みました。

図表4-12 就労移行支援のサービス量の見込み

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人/月	2	2	3
利用量	人日/月	30	30	45

③ サービスの確保策

一般就労への移行を前提とした重要なサービスであり、町内への事業所の参入、既存事業所の多機能化などを働きかけるとともに、広域的な対応を含めサービス量が確保できるよう努めます。

(5) 就労継続支援（A型）

① サービスの利用状況

就労継続支援（A型）の利用実績をみると、利用日数は60日前後で推移しています。平成23年7月利用分をみると、利用者は3人、1人あたりの平均利用日数は20人日となっています。町内事業所はありません。

図表4-13 就労継続支援（A型）の計画と実績

区 分		単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計 画	利用者数	人/月	3	4	4
	利用量	人日/月	60	80	80
実 績	利用者数	人/月	3	3	3
	利用量	人日/月	67	64	59

(注) 平成23年度は4～7月分の平均

図表4-14 就労継続支援（A型）の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計	事業所数
支給決定者数(人)	2	0	1	0	0	0	0	3	2 (0)
利用実人数(人)	2	-	1	-	-	-	-	3	
1人平均利用日数(人日)	20	-	20	-	-	-	-	20	
延べ利用日数(人日)	40	-	20	-	-	-	-	60	

(注) 1 平成23年7月利用分

2 事業所数の()は町内事業所数

② サービス量の見込み

町内事業所はなく大幅な増加はないと考え、平成26年度の利用者数は4人、利用量は1人平均20日の利用としてサービス量を見込みました。

図表4-15 就労継続支援（A型）のサービス量の見込み

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人／月	3	3	4
利用量	人日／月	60	60	80

③ サービスの確保策

企業、サービス事業者などに町内への事業所の参入を働きかけるとともに、広域的な対応を含めサービス量が確保できるよう努めます。

(6) 就労継続支援（B型）

① サービスの利用状況

就労継続支援（B型）の利用者は計画をやや上回って推移しています。平成23年7月利用分を障害程度区分別にみると、区分なしの利用実人数が12人、延べ利用日数が132人日となっており、共に全体の約8割を占めています。

図表4-16 就労継続支援（B型）の計画と実績

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用者数	人／月	7	7	11
	利用量	人日／月	140	140	220
実績	利用者数	人／月	9	11	14
	利用量	人日／月	137	147	180

(注) 平成23年度は4～7月分の平均

図表4-17 就労継続支援（B型）の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計	事業所数
支給決定者数(人)	19	0	1	2	0	0	0	22	7 (0)
利用実人数(人)	12	-	1	1	-	-	-	14	
1人平均利用日数(人日)	11	-	20	20	-	-	-	12.3	
延べ利用日数(人日)	132	-	20	20	-	-	-	172	

(注) 1 平成23年7月利用分

2 事業所数の()は町内事業所数

② サービス量の見込み

平成26年度の利用者数は21人、現状から7人の増加を見込みました。

利用量は1人平均13日の利用として見込みました。

図表4-18 就労継続支援（B型）のサービス量の見込み

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人／月	17	19	21
利用量	人日／月	221	247	273

③ サービスの確保策

平成24年度から町内の事業所が就労継続支援（B型）に移行する予定ですが、サービス量のさらなる確保を図るため、町内への事業所の参入、地域活動支援センターからの移行、町内法人の立ち上げを働きかけます。

(7) 療養介護

① サービスの利用状況

計画期間における療養介護の利用はありません。

なお、第2期計画策定時に利用者がなかったことから、第2期計画期間内のサービス量は見込まれていません。

② サービス量の見込み

重症心身障害児施設などの18歳以上の利用者が療養介護に移行することを勘案して見込みました。

図表4-19 療養介護のサービス量の見込み

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人	4	4	4

③ サービスの確保策

現在利用している重症心身障害児施設や医療機関の利用になると考えられます。

(8) 短期入所

① サービスの利用状況

利用実績は計画を下回って推移しています。平成23年7月利用分をみると、支給決定者52人に対して利用者は6人（11.5%）で、延べ利用日数は28人日、1人あたりの平均利用日数は4.7人日となっています。町内事業所としては「ハートブリッジ」「第二あゆみの家」「特別養護老人ホームいぶき苑」があります。

図表4-20 短期入所の計画と実績

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用者数	人/月	8	8	12
	利用量	人日/月	45	45	70
実績	利用者数	人/月	6	4	5
	利用量	人日/月	23	22	21

(注) 平成23年度は4～7月分の平均

図表4-21 短期入所の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計	事業所数
支給決定者数(人)	14	0	7	9	10	5	7	52	4 (1)
利用実人数(人)	0	-	1	0	1	1	3	6	
1人平均利用日数(人日)	-	-	7.0	-	4.0	2.0	5.0	4.7	
延べ利用日数(人日)	-	-	7	-	4	2	15	28	

(注) 1 平成23年7月利用分

2 事業所数の()は町内事業所数

② サービス量の見込み

これまでの実績からも大幅な増減はないことから、計画期間内は5人、20日の利用を見込みました。

図表4-22 短期入所のサービス量の見込み

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人/月	5	5	5
利用量	人日/月	20	20	20

③ サービスの確保策

施設入所者の地域移行の推進による空きベッドの活用、ケアホームなどを利用した空床利用型事業などについて促進します。

3 居住系サービス

＜国の基本指針＞

●居住系サービス

＜共同生活援助・共同生活介護＞

福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数などを勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。

＜施設入所支援＞

平成17年10月1日時点の入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホームなどでの対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。

なお、当該見込数は、平成26年度末において、平成17年10月1日時点の施設入所者数の一割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

(1) 共同生活援助・共同生活介護

① サービスの利用状況

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の利用者は、各年15人で推移しています。平成23年7月の利用者は、グループホームが3人、ケアホームが12人です。

町内事業所は図表4-26のとおりです。

図表4-23 共同生活援助・共同生活介護の計画と実績

区 分		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	計 画	人／月	16	17	20
	実 績		15	15	15

（注）平成23年度は4～7月分の平均

図表4-24 共同生活援助・共同生活介護の利用状況

区 分		区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計	事業所数
グループホーム	支給決定者数（人）	1	1	1	0	1	0	0	4	3 (1)
	利用実人数（人）	1	1	0	-	1	-	-	3	
ケアホーム	支給決定者数（人）	0	0	0	5	4	3	0	12	2 (1)
	利用実人数（人）	-	-	-	5	4	3	-	12	

（注）1 平成23年7月利用分

2 事業所数の（ ）は町内事業所数

図表 4-25 共同生活援助・共同生活介護のホーム別利用状況

区 分	事業所名	所在地	人数
知的障がい	ケアホーム	きずな2006 共同生活はしま	垂井町 羽島市 9 3
	グループホーム	関エリアホーム	関市 1
精神障がい	グループホーム	グループホームハピネット	垂井町 1
		グループホームみのり山荘	海津市 1
合 計			15

(注) 平成23年7月利用分

図表 4-26 町内ホームの整備状況

区 分	事業所名	定員
知的障がい	きずな2006	
	めぐみホーム	7
	綾戸ホーム	4
	表佐ホーム	7
	岩手ホーム	4
	大門ホーム	4
精神障がい	グループホームハピネット	7
	あいかわホーム	4
合 計		37

② サービス量の見込み

平成26年度に19人、現状から4人の増加を見込みました。

図表 4-27 共同生活援助・共同生活介護のサービス量の見込み

区 分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	人	15	15	19

③ サービスの確保策

アンケートでは、すぐに利用したいと答えた人は少ないものの、障がいのある人が地域で暮らす場として、家庭的な雰囲気の中で暮らすケアホームなどは、今後さらにニーズが高まると予測されます。

このため、事業所などの参入・拡大の意向を把握しながら、整備促進のために町の助成制度などの検討を行います。

また、ケアホームなどの整備促進には地域住民の理解が不可欠であることから、ノーマライゼーション理念についての啓発活動を強化します。

(2) 施設入所支援

① サービスの利用状況

利用実績は計画をやや下回って推移しています。平成23年7月の利用者は9人で、いずれも区分4～6の人です。利用事業所は図表4-30のとおりであり、町内事業所としては「第二あゆみの家」があります。

図表4-28 施設入所支援の計画と実績

区 分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計 画	人/月	7	9	14
実 績		6	7	11

(注) 平成23年度は4～7月分の平均と新体系移行予定分

図表4-29 施設入所支援の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計	事業所数
支給決定者数(人)	0	0	0	0	1	4	4	9	4 (1)
利用実人数(人)	-	-	-	-	1	4	4	9	

(注) 1 平成23年7月利用分

2 事業所数の()は町内事業所数

図表4-30 施設別の利用状況

区 分	事業所名	所在地	人数
知的障がい	第二あゆみの家	垂井町栗原	5
	止揚学園	滋賀県東近江市	1
	美谷の里	関市武芸川町	1
	西濃向生園	揖斐郡大野町	2
合 計			9

② サービス量の見込み

平成23年7月現在、旧法施設入所者4人を合計した13人の利用があります。ケアホームなどの整備による地域移行を勘案し、平成26年度末の利用者を12人と見込みました。

図表4-31 施設入所支援のサービス量の見込み

区 分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	人	13	13	12

③ サービスの確保策

施設入所支援については、ケアホームなどでの対応が困難な人など真に必要な人の利用とし、ケアホームなどの整備に合わせて地域生活への移行を推進します。

(3) 自立訓練（宿泊型自立訓練）

① サービスの利用状況

計画期間における自立訓練（宿泊型自立訓練）の利用はありません。

② サービス量の見込み

利用者数は病院からの退院予定者を見込みました。

図表 4-32 自立訓練（宿泊型自立訓練）のサービス量の見込み

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人	2	3	3

③ サービスの確保策

平成24年度から町内の事業所が自立訓練（宿泊型自立訓練）に移行する予定です。

4 相談支援

<国の基本指針>

●相談支援

<計画相談支援>

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数などを勘案して、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となるものとして、利用者数及び量の見込みを定める。

<地域移行支援>

施設入所者の数、入院中の精神障害者の数、地域生活への移行者数などを勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

なお、設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が、対象者数及び量を見込むこととする。

<地域定着支援>

居宅において、単身である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数などを勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

① サービスの利用状況

計画期間における相談支援の利用はありません。

② サービス量の見込み

図表4-33 相談支援のサービス量の見込み

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	人/月	2	12	24
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	1	1

③ サービスの確保策

対象者が大幅に拡大されることから、障害程度区分の重い人など必要性の高い人から優先的に進めます。また、相談支援の提供体制の拡充と相談支援専門員の質の向上を図ります。

5 旧体系サービス

平成23年7月利用分では、日中活動系サービスの利用者が23人、居住系サービスの利用者が4人となっています。また、旧法施設支援は平成23年度末までに、新体系サービスに移行することとなっています。

利用施設は図表4-35・図表4-36のとおりです。

図表4-34 旧法施設支援サービスの見込量（月間）

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中活動系サービス	計 画	人/月	12	10	0
	実 績		23	23	23
居住系サービス	計 画	人/月	7	5	0
	実 績		7	6	2

- (注) 1 日中活動系サービスは、通所および入所による旧法施設支援サービス相当分
 2 居住系サービスは、入所による旧法施設支援サービス相当分
 3 平成23年度は年度末見込み量

図表4-35 旧法施設支援（入所）の利用状況

区 分		事業所名	所在地	人数
身体障がい	療護施設	西濃サンホーム	揖斐郡揖斐川町	2
知的障がい	更生施設	岐阜市立第二恵光学園	岐阜市	1
	授産施設	ながさきワークビレッジ	長崎県長崎市	1
合 計				4

(注) 平成23年7月利用分 西濃サンホームは10月に新体系へ移行のため図4-34の平成23年度末は2で計上

図表4-36 旧法施設支援（通所）の利用状況

区 分		事業所名	所在地	人数
知的障がい	更生施設	デイセンターあゆみの家	垂井町	19
	授産施設	ハーモニー大垣	大垣市	2
		養老福祉作業所	養老郡養老町	2
合 計				23

(注) 平成23年7月利用分

6 児童デイサービス

① サービスの利用状況

利用実績は減少傾向にあり、平成23年7月の利用者は23人、1人あたりの平均利用日数は3.9人日となっています。町内事業所の「いずみの園」が利用されています。

図表4-37 児童デイサービスの計画と実績

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用者数	人/月	34	34	36
	利用量	人日/月	135	135	140
実績	利用者数	人/月	31	22	21
	利用量	人日/月	110	88	84

(注) 平成23年度は4～7月分の平均

図表4-38 児童デイサービスの利用状況

区 分	平成20年10月	平成23年7月
支給決定者数(人)	40	33
利用実人数(人)	25	23
1人平均利用日数(人日)	4.6	3.9
延べ利用日数(人日)	116	89
事業所数(か所)	2(1)	1(1)

(注) 事業所数の()は町内事業所数

② サービス量の見込み

児童デイサービスは、整備法により平成24年度から児童福祉法に基づく児童発達支援と放課後等デイサービスに再編されます。

図表 4-39 児童発達支援、放課後等デイサービスの見込み

区 分		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
児童発達支援	児童発達支援事業	利用者数	人/月	22	23	24
		利用日数	人日/月	88	92	96
		事業所数	か所	1	1	1
	児童発達支援センター	利用者数	人/月	2	2	3
		利用日数	人日/月	8	8	12
		事業所数	か所	2	2	2
放課後等デイサービス	利用者数	人/月	—	—	7	
	利用日数	人日/月	—	—	140	
	事業所数	か所	—	—	1	

③ サービスの確保策

児童発達支援事業は「いずみの園」において実施していきます。

児童発達支援センターは、現在利用のある事業所が児童発達支援センターに移行する予定です。

放課後等デイサービスについては、障がい児（者）健全育成事業の体制強化や、「いずみの園」の移転に併せた実施など、実施に向けて体制づくりを進めます。

V 地域生活支援事業

1 必須事業

(1) 相談支援事業

① サービスの利用状況

相談支援事業は、4か所の事業所に委託して実施しています。

利用状況を見ると、年度によって相談件数にばらつきがありますが、知的障がいのある人は約300～400件、精神障がいのある人は約100～200件で推移しています。町内事業所として、あゆみの家の「ゆう」が利用されています。

垂井町障がい者自立支援協議会は、平成22年度に設置しました。

図表5-1 相談支援事業の計画と実績

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	計 画	か所	4	4	4
	実 績		4	4	4
自立支援協議会	計 画		実施	実施	実施
	実 績		—	設置	実施

図表5-2 相談支援事業の利用状況

主な対象	事業所名	所在地	相談件数	
			平成21年度	平成22年度
知的障がい	ゆう	垂井町栗原	431件	392件
	柿の木荘	大垣市		
精神障がい	せせらぎ	大垣市	209件	162件
	グリーンヒル	海津市		

② サービス量の見込み

図表5-3 相談支援事業の見込み

区 分		単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	事業所数	か所	5	5	5
	相談件数	件/月	50	50	50
自立支援協議会		回/年	3	3	3

③ サービスの確保策

知的障がいのある人については「ゆう」「柿の木荘」、精神障がいのある人については「グリーンヒル」「せせらぎ」に西濃圏域で共同して委託します。身体障がいのある人については、役場健康福祉課において実施します。

相談体制、虐待防止、就労促進などの重要課題や広域での対応が必要な事項については、県が設置する西濃圏域の自立支援協議会で検討します。

垂井町障がい者自立支援協議会では、より具体的な課題や施策の進め方の検討、個別事例への対応などを行います。

(2) 成年後見制度利用支援事業

① サービスの利用状況

図表5-4 成年後見制度利用支援事業の計画と実績

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
成年後見制度利用支援事業	計 画	件/年	実施	実施	実施
	実 績		—	—	—

② サービス量の見込み

図表5-5 成年後見制度利用支援事業の見込み

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1

③ サービスの確保策

成年後見制度利用支援事業については、障害者虐待防止法の施行を踏まえ、高齢者施策との整合性を図りながら実施します。

(3) コミュニケーション支援事業

① サービスの利用状況

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用者数は5人前後で推移しており、概ね計画どおりとなっています。

図表5-6 コミュニケーション支援事業の計画と実績

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者設置事業	計 画	人	1	1	1
	実 績		0	0	0
手話通訳者・要約筆記 者派遣事業	計 画		1	4	4
	実 績		4	7	5

② サービス量の見込み

図表5-7 コミュニケーション支援事業の見込み

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①手話通訳者設置事業 実設置見込み者数	人/年	1	1	1
②手話通訳者派遣事業 実利用見込み者数	人/年	6	6	6
②要約筆記者派遣事業 実利用見込み者数	人/年	2	2	2

③ サービスの確保策

社団法人岐阜県聴覚障害者協会に委託して実施していきます。また、事業のPRに努め、サービスの利用を促進します。

(4) 日常生活用具給付等事業

① サービスの利用状況

例年「排せつ管理支援用具」の利用が多いことから、第2期計画において年間100件の利用を見込みましたが、平成21年度からは300件を超え、計画を大幅に上回っています。

図表5-8 日常生活用具費支給事業の計画と実績

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①介護・訓練支援用具	計 画	件/年	2	2	2
	実 績		0	0	3
②自立生活支援用具	計 画	件/年	2	2	2
	実 績		3	4	6
③在宅療養等支援用具	計 画	件/年	2	2	2
	実 績		6	7	9
④情報・意思疎通支援用具	計 画	件/年	2	2	2
	実 績		6	2	3
⑤排泄管理支援用具	計 画	件/年	100	100	100
	実 績		360	328	310
⑥住宅改修費	計 画	件/年	2	2	2
	実 績		0	2	2

(注) 平成23年度の実績は4～7月分の実績を3倍した数

② サービス量の見込み

図表5-9 日常生活用具給付等事業の見込み

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	6	6	6
在宅療養等支援用具	件/年	9	9	9
情報・意志疎通支援用具	件/年	3	3	3
排泄管理支援用具	件/年	320	330	340
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	2	2	2

③ サービスの確保策

必要な用具の支給を行っていきます。また、必要に応じて、用具の種類の見直しを行います。

(5) 移動支援事業

① サービスの利用状況

利用実績は計画を大幅に上回って推移しています。利用時間数は年々増加しており、平成23年度は1,000時間を超える見込みです。

図表5-10 移動支援事業の計画と実績

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計 画	利用者数	人/月	5	5	5
	利用時間数	時間/年	230	230	230
実 績	利用者数	人/月	13	16	16
	利用時間数	時間/年	431.0	876.0	1,018.5

(注) 平成23年度の実績は4～7月分の実績を3倍した数

② サービス量の見込み

図表5-11 移動支援事業の見込み

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所数	か所	9	9	10
実利用見込み者数	人/月	16	17	18
利用時間数	時間/年	1,100	1,200	1,300

③ サービスの確保策

増加するニーズに対応できるよう、委託事業所の増を図ります。

(6) 地域活動支援センター

① サービスの利用状況

I型の利用実績は概ね計画どおりに推移しており、平成23年度の利用者数は4人になる見込みです。III型の利用実績は計画をやや下回っており、各年15人程度で推移しています。

平成23年10月現在の施設別利用状況は、I型が2人、III型が15人となっています。

図表5-12 地域活動支援センターの計画と実績

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
I 型	計 画	事業所数(町外)	か所	2	2	2
		利用者数	人/月	5	5	5
	実 績	事業所数(町外)	か所	2	2	2
		利用者数	人/月	7	6	4
III型	計 画	事業所数(町内)	か所	1	1	1
		利用者数	人/月	18	19	20
	実 績	事業所数(町内)	か所	1	1	1
		利用者数	人/月	14	14	15

図表 5-13 地域活動支援センター（けやきの家）の実績

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	人	14	14	15

図表 5-14 施設別の利用状況

区 分	事業所名	所在地	人数
I 型（精神障害者地域活動支援事業）	せせらぎ	大垣市	2
	グリーンヒル	海津市	
III 型（作業所型地域活動支援事業）	けやきの家	垂井町	15
合 計			17

（注）平成23年10月利用分

② サービス量の見込み

図表 5-15 地域活動支援センター事業のサービス見込量

区 分		単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 型	事業所数	か所	2	2	2
	利用者数	人／月	5	5	5
III 型	事業所数	か所	1	1	1
	利用者数	人／月	17	18	18

③ サービスの確保策

現在の事業所で概ね対応できると考えます。なお、精神障がいのある人が利用している I 型について、今後利用状況の把握に努めます。

「けやきの家」については、利用者の受け入れ枠を拡大できるように体制の見直しを行い、施設や事業内容の充実を図っていきます。また、今後の国の制度改正の動向を把握しながら、地域活動支援センターからより支援体制の厚い、また工賃アップがめざせる事業体系への移行を進めます。

2 その他事業

(1) 訪問入浴サービス事業

重度身体障がいのある人を対象として、居宅を訪問して入浴サービスを提供する訪問入浴サービス事業について、ニーズを把握し実施を検討します。

図表5-16 訪問入浴サービス事業のサービス見込量

区 分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所数	か所	—	1	2
実利用見込み者数	人/月	—	2	4
利用回数	回/月	—	8	16

(2) 日中一時支援事業

① サービスの利用状況

利用実績は概ね計画どおりに推移しており、平成23年度は利用者数10人、利用回数198回になる見込みです。また、今後も利用は増加すると見込まれることから、事業所の拡大、参入が進められており、平成23年度は6か所になる見込みです。

図表5-17 日中一時支援事業の計画と実績

区 分		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計 画	利用者数	人	11	13	15
	利用回数	回/年	190	195	200
実 績	利用者数	人	12	15	18
	利用回数	回/年	186	178	234
	事業所数	か所	3	4	6

(注) 平成23年度の実績は10月利用分までの実績から見込む。

② サービス量の見込み

図表5-18 日中一時支援事業の見込み量

区 分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所数	か所	6	6	7
実利用見込み者数	人/月	19	20	21
利用日数	回/年	240	250	260

③ サービスの確保策

ニーズの高いサービスであり、今後も利用は増加すると予測されます。また、できる限り希望日に利用できるよう、事業拡大、事業所参入を促進します。

(3) 社会参加促進事業

身体障がいのある人の社会参加を促進するため、経費の一部を助成する自動車運転免許取得事業および自動車改造助成事業は、概ね計画どおりとなっています。

図表 5-19 自動車運転免許取得事業・自動車改造助成事業の実績

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自動車運転免許取得事業	計 画	人／年	2	0	0
	実 績		0	0	0
自動車改造助成事業	計 画	人／年	2	1	2
	実 績		2	1	2

② サービス量の見込み

図表 5-20 その他の事業のサービス見込量

区 分		単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自動車運転免許取得事業	利用者数	人／年	0	1	1
自動車改造助成事業	利用者数	人／年	2	2	2

③ サービスの確保策

身体障がいのある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、その経費の一部を助成する自動車運転免許取得事業、自動車の改造に要する経費の一部を助成する自動車改造助成事業を実施します。